

社会福祉法人啓光福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人啓光福祉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定により、役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 苦情対応第三者委員とは、社会福祉法人啓光福祉会苦情対応規程第8条に規定する第三者委員をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(報酬の額)

第3条 役員に対して支払う各年度の報酬総額は、次のとおりとする。

- (1) 理事の報酬総額は、年額200万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は、年額30万円以内とする。

(報酬の支給方法)

第3条の2 報酬は、理事会等に出席した都度、役員等が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 前2項の規定は、テレビ会議・WEB会議による参加の場合も出席として適用する。

4 前3項に係わらず、決議の省略の場合は、半額とする。

(役員及び評議員の業務報酬)

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の業務報酬)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の業務報酬)

第8条 評議員選任・解任委員が理事長の命を受けて評議員選任・解任委員会運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(職員兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程の適用外とする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

別表1 (第4条・6条・7条関係)

(日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員出席報酬等	10,000円

別表2 (第5条・6条・7条・8条関係)

名 称		報 酬
理事長業務報酬等	日額	15,000円
	半日	10,000円
理事及び評議員業務報酬等	日額	10,000円
監事監査指導報酬等	日額	15,000円
	半日	10,000円
苦情対応第三者委員	日額	10,000円
評議員選任・解任委員	日額	10,000円

別表3 (第9条関係)

(日額)

旅 費	日当	宿泊費	その他
① 普通旅客運賃 ② 片道100km以上 特急料金 指定席料金	日額 3,000円	① 指定した宿泊施設に宿泊する場合はその実費 ② その他1泊16,000円	航空機・船舶・バス・タクシーを利用する場合は実費